

# 令和5年7月 (4月号から6月号はお休みしました m(\_ \_)m) 上野労働基準監督署ニュース



## ☑ 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」(5月から9月) 「7月」は、重点取組期間です



令和4年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上  
の労働災害は68件発生し、うち5名の方が亡くなられてい  
ます。(上野署管内では、休業4日以上の災害3件発生)

熱中症による労働災害を防止しましょう。

- 1 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症  
予防対策を実施しましょう。
- 2 作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ  
労働衛生教育を行いましょ。
- 3 衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制  
を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、労働者に周知し  
ましょ。

厚生労働省では、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを  
設けています。

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン	検索
-----------------------	----

熱中症ポータルサイト



## ☑ 令和4年度の過労死等の労災補償状況が公表され ました。

脳・心臓疾患に関する事案の請求件数は全国において803件で、前年度比50  
件の増加となりました。支給決定件数は194件で、前年度比22件の増加となり、  
うち死亡の件数は前年度比3件減少の54件でした。

精神障害に関する事案では、請求件数は2,683件で前年度比337件の増加とな  
り、うち未遂を含む自殺の件数は前年度比12件増の183件でした。支給決定件  
数は710件で、前年度比81件の増加となり、うち未遂を含む自殺の件数は前年  
度比12件減の67件でした。

※ 詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

過労死等の労災補償状況	検索
-------------	----



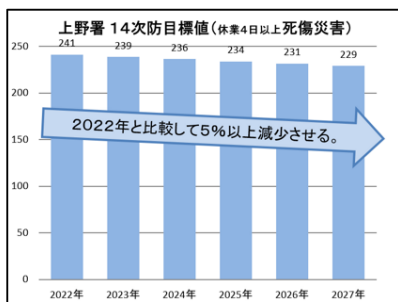
## 第14次労働災害防止計画(上野監督署管内)について

「労働災害防止計画」とは、国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めたもので、上野労働基準監督署では、令和5年度より5年間を取組期間とする「第14次東京労働局労働災害防止計画」を踏まえて、事業場における自主的な安全衛生活動を通じて労働災害防止活動を推進し、労働災害を着実に減少させ、労働者の健康確保対策と快適な職場環境の形成を図り、事業者の皆様や関係団体等の協力を得ながら、管内の安全衛生水準の向上に努めていくこととします。

### 計画の目標

#### 1. 死亡及び死傷災害の着実な減少

○2027年までの間、死傷災害を経年的に減少させる目標の数値を以下のとおり設定する。



① 期間中の死亡災害の目標 (2027年)

**0件**

② 期間中の死傷災害の最終目標 (2027年)

**229人以下**

※東京労働局14次防計画で示しているアウトカム指標の達成を目指した場合の期待される結果を目標数値とする。

- ・死亡災害—発生させない。
- ・死傷災害—2022年と比較して2027年までに減少に転ずる(当署では5%減少を目指す)。

#### 2. 労働者の健康確保対策及び快適職場の形成の促進

- 過重労働による健康障害、職場のストレス等による作業関連疾患を減少させる。
- 災害性腰痛等の職業性疾病を減少させる。

\*計画の達成を目指し、東京労働局の労働災害防止計画に示す取組を積極的に推進していきます。

第14次東京労働局  
労働災害防止計画



## 東京都革靴製造業最低工賃が改正になりました

令和5年8月9日から、東京都内の家内労働者に対して、革靴を加工等する作業をお願いするときの最低工賃が改正されました。また、今回の改正より「裁断」業務にかかる最低工賃が新設されました。

家内労働とは、製造・加工業者などから皮等物品の提供を受けて、自宅などにおいて、一人で又は、同居の親族とともに、これらの物品の加工、組み立て、仕上げ等を行い靴等の製品又はその半製品を作成することをいいます。

その加工等を行いその委託料(工賃)を支払われる人を家内労働者、家内労働者に直接物品を提供して製造や加工をお願いする人を「委託者」といいます。



家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働法が定められており、同法第14条により、委託者は、家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払うことが義務付けられています。

詳しくは、東京労働局ホームページをご覧ください。

東京労働局ホームページ  
> ニュース&トピックス  
> 報道発表資料 > 2023年度 >  
東京都革靴製造業最低工賃が改正されます





# 東京都革靴製造業 最低工賃が 改正になりました



東京都内の家内労働者に対して、革靴を加工等する作業をお願いするときの最低工賃が裏面のとおり改正されました。  
また、今回の改正より「裁断」業務にかかる工賃が新設されました。

家内労働とは、製造・加工業者などから革等物品の提供を受けて、自宅などにおいて、一人で又は、同居の親族とともに、これら物品の加工、組み立て、仕上げ等を行い靴等の製品又はその半製品を作成することをいいます。

その加工等を行いその委託料（工賃）を支払われる人を家内労働者、家内労働者に直接物品を提供して製造や加工を委託する人を委託者といいます。

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などの事項について定めた法律が家内労働法です。

家内労働法により委託者には以下のようなことが求められています。

- ・ 委託者は、家内労働者に、工賃の支払方法その他の委託条件等を記載した家内労働手帳を交付しなければなりません。
- ・ 委託者は、委託を打ち切ろうとするときは、ただちに予告するように努めなければなりません。
- ・ 委託者は、工賃締切日までに受け取った物品の全部の工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。
- ・ 委託者は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。
- ・ 委託者は、有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物を譲渡、提供する場合には、それらが漏れたり発散したりするおそれのない容器を使用し、容器の見やすいところに有害物の名称や取扱い上の注意事項を書かなければなりません。
- ・ 委託者は、委託状況届（毎年4月1日現在の委託業務の内容、家内労働者数などを記入）を4月30日までに労働基準監督署に提出しなければなりません。

# 令和5年8月9日から東京都内において革靴製造業に従事する 家内労働者に適用される最低工賃が改正されました。

業務・品目・規格・工程の区分に応じ、工賃は下の表の金額以上でなければなりません。

業務	品目		規格		工程 (下記の工程すべてを行う場合)	金額
			革の種類	型及びデザイン		
製 甲	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	811円
	婦 人	パンプス		裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	685円
		ショートブーツ		裏付き、ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	1,281円
	靴	サンダル		牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ並びに美錠付け
底付け (セメントテッド方式によるものに限る。)	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ並びに本底張付け	689円
	婦 人	パンプス		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	764円
				裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	883円
	靴	ショートブーツ		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	1,107円
		サンダル		牛革の地生	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け
裁 断	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の爪先革、舌革、腰革(外側)及び腰革(内側)の裁断	140円
	婦 人	パンプス		無飾り及びヒール付き	甲革の本体、内腰及びヒール巻きの裁断	120円
		ショートブーツ		ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール付き	甲革の本体及びヒール巻きの裁断	160円
	靴	サンダル		牛革の地生	無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁断

東京労働局  
労働基準監督署

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課(03-3512-1614)  
又は都内の各労働基準監督署にお問い合わせください。



東京労働局ホームページ <http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>